

## 佐賀県議会による「法曹人口政策の早期見直し及び法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書」を踏まえた会長声明

平成26年3月19日、佐賀県議会において「法曹人口政策の早期見直し及び法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書」が採択された。

この点、当会においてもすでに、平成24年2月に司法試験合格者を年間1000人程度とする決議を行い、司法修習生に対する給費制の維持及び給費制の復活を求める会長声明を繰り返し発するとともに、平成25年7月には、給費制の復活と司法試験合格者を早急に1000人程度とすることを求める会長声明を発してきた。

さらには、本県議会決議が行われたのと日を同じくして、当会を含む全国の15の単位弁護士会の連名で、法曹人口問題について、現在政府が検討している法曹人口調査を行った後に改めて法曹人口について審議を行うとの方針に異を唱え、直ちに司法試験合格者の大幅減少を求める申入れを、法曹養成制度改革推進会議等に行ったところであった。

佐賀県議会による今回の決議は、当会がこれまで繰り返し行ってきた決議や会長声明、申入れの趣旨・決意表明に沿うものであり、かかる決議が県議会において行われ、佐賀県民の意思として採択されたことは、大変喜ばしいことであり率直に評価したい。

今後も当会としては、法曹人口激増政策の早期見直しと給費制の復活を含む法曹養成制度の抜本的見直しを求めていく所存である。

2014（平成26）年3月25日

佐賀県弁護士会

会長 桑原貴洋